

発議第 18 号

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）の提出について

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 23 年 12 月 21 日提出

提出者	伊賀市議会議員
	中谷 一彦
	上田 宗久
	中井 洸一
	中盛 汀
	中本 徳子

記

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書(案)

東日本大震災発生から8カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。

今後、本格的な復旧・復興へ向けには、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められています。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。

今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護に繋がる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く求めます。

記

- 1 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域の未整備区間の閉ざされた高速道路の解消をはじめ、幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
- 2 学校施設の避難所機能の向上のための環境整備の充実を図ること。
- 3 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月21日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣
国土交通大臣
文部科学大臣 宛

発議第 19 号

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）の
提出について

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成 23 年 12 月 21 日提出

提出者	伊賀市議会議員
	中盛 汀
	上田 宗久
	中井 洸一
	中谷 一彦
	中本 徳子

記

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(案)

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

記

一、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

一、安心子ども基金及び妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金及び妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診支援基金について、政府は新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応しているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一、介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか、介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。

介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、介護報酬で手当できない場合は、既存の基金を積み増し、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一、障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成 18 年度から 20 年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今

年度末まで延長されている。

来年度以降も新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

- 一、雇用対策及び地域雇用の創出策として「緊急雇用創出事業臨時特例基金」、「ふるさと雇用再生基金」、「重点分野雇用創造事業基金」を積み増し、事業を延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年12月21日

三重県伊賀市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣(行政刷新) 宛